

平成29年1月12日

職員の懲戒処分について

本学職員による飲酒運転並びに交通事故・踏切事故につき、国立大学法人香川大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行いましたので発表します。

1. 被処分職員の所属・役職等

医学部附属病院 医員（非常勤歯科医師）（男性 32歳）

2. 処分の年月日

平成29年1月12日

3. 処分の内容

懲戒解雇

4. 処分に係る事案の概要

上記医員は平成28年12月17日（土）午後11時10分ごろ、飲酒状態で自家用車を運転し、高松市上福岡町の琴電長尾線上福岡踏切の手前で一時停止中の軽乗用車に追突し、運転者と同乗者の計3人に頸椎捻挫などの怪我を負わせた。医員の車は踏切内で立ち往生し、電車と衝突した。乗員・乗客に怪我はなかったが、当該電車を含む2本が運休するなど、約140人に影響が出た。平成28年12月21日（水）に過失運転致傷並びに道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で高松北警察署に逮捕された。

5. 処分の経緯（本学の対応）

平成29年1月12日 人事審査委員会において処分案を決定

平成29年1月12日 学長裁定により処分を決定

処分の公表に際して（学長コメント）

飲酒運転による交通事故については、これまで重大事故が発生するなど大きな社会問題となっており、飲酒運転の根絶に向けた取り組みが社会全体で行われているところであります。

この度の重大犯罪ともいふべき不祥事を惹起したことは、誠に遺憾であると同時に、被害者、鉄道会社及び事故に巻き込まれた関係者の方々に深くお詫び申し上げます。同人が引き起こした行為は、医療者としてはもちろん、社会人としてあるまじき行為であり、決して許されるものではありません。本学の社会的信頼を著しく損ねるものであるため、厳正な処分をいたしました。大学としてはこの事態を反省し、厳粛に受け止め、二度と起こらないように再発防止に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

香川大学長 長尾 省吾